

1 協議事項について

【中村委員長】 本日の協議事項について、事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本日の委員会では、協議事項一覧表の番号67「【本会議】一般質問は「一問一答」式を導入する。自席マイクの整備」、番号72「全会一致の見直し」、番号73「【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする」、番号74「【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する」、以上4件を本日の日程（1）から（4）としてご協議いただく。（1）、（3）、（4）は、自民党・新政クラブから、（2）は、明るいみらい大和からの提案である。

（1）【本会議】一般質問は「一問一答」式を導入する。自席マイクの整備

【中村委員長】 提案会派から補足説明の申し出があったのでお願いしたい。

【青木委員】 一問一答式は、これまで反問権が付随したのものとしてあわせて協議されてきたため、そのことを踏まえて協議をお願いしたい。

【中村委員長】 一問一答式については、前期の議会基本条例検討協議会で反問権とあわせて協議されてきた経緯がある。本委員会の委員長として、また議会基本条例検討協議会で副会長を務めた立場として、本件の協議に入る前に、説明も兼ねて一言申し上げたい。そもそも、一般質問は議員の質問に対する執行部側の答弁が欠かせないものであることを考えると、一問一答式のみを協議して仮に合意をしたとしても、今後の条例を検証する組織や議会運営委員会、そして執行部側との調整等で反問権について問われることになる。そのため、本日の委員会では反問権とあわせて一問一答式として協議を行う必要があると考えている。議会基本条例検討協議会が前期の組織であり、その経緯について詳細を御存じない委員もいると思うので、事務局から当時の経緯について説明させたい。

【議事担当係長】 前期設置された議会基本条例検討協議会では、市長への反問権の付与について、賛成と反対、双方の意見があった。一問一答式と反問権に関してはあわせて協議が行われ、根本的な問題にも及ぶ深い議論が交わされたが、最終的には意見の合意を得られず、条文案から削除となった経緯がある。

【中村委員長】 事務局の説明のとおり、一般質問の一問一答式については、反問権とあわせて協議したい。本件について意見はあるか。

【高久委員】 一問一答式の方法について、1回目はこれまでどおりの方法で登壇して行い、2問目以降から自席で行うということか。全く登壇せず、初めから一問一答式で行うのか。

【小田委員】 自民党・新政クラブでは一問一答式の具体的な方法までを提案しているわけではない。1回目は一括で、2問目以降から一問一答式で行う方法がオーソドックスであるとは思いますが、当会派からの提案は、一問一答

式を導入してはどうかというところまでである。

【中村委員長】 一問一答式はいろいろな方法で運用されている。近隣市でも綾瀬市、藤沢市、相模原市などが一問一答式を導入している。相模原市は本市と同様に演壇から全て質問する一括方式で行う方法と、1回目は登壇し、2回目から自席で一問一答式で行う方法と、初めから自席で一問一答式で行う方法の3つから選択できる。私が傍聴した際は、1回目は登壇し、2回目から自席で一問一答式で行う方法が多かった。ほかにも、1回目は登壇し、2回目から自席で一問一答式で行う方法で、1回目の登壇に対しては市長や教育長が答弁し、自席での質問には部長が答弁している市議会や、質問席があり、1回目の質問後は自席に帰らず、質問席から質問をし、答弁者は自席で答弁している町議会を傍聴したことがある。さまざまな方法を調査し、本市に適した方法にできればよいと思う。

【小田委員】 全国市議会議長会の調査の平成26年の結果では、個人質問で初回から一問一答式を採用しているのは約42%、2回目、3回目からは約37%、その他が5%であった。多数の市が一問一答式を導入している。

【高久委員】 一問一答式を導入する場合、議場へのマイクの設置費用については、そこまで多くはかからずにできるという認識なのか。

【中村委員長】 安くはなかったと思うが、事務局に確認する。

【議事担当係長】 常設的なマイク設置の金額算出は行っていない。

【中村委員長】 今回自民党・新政クラブからは、一問一答式の導入と自席マイクの整備をセットで提案した。一問一答式の導入には、自席マイクの整備が必要であると思うが、一問一答式の導入が決定しなければ予算化は難しいと認識している。本件に限らず、行う可能性があるという段階で予算を要求するのは難しいと思う。

【事務局次長】 条件が異なり、かなり前の数字にはなるが、平成23年に議会改革を検討する中で調べた、移動式演壇にマイクを設置し、執行部側、議員側に自席マイクを設置し、議場に残時間表示器を設置する費用の見積もりは、1503万円である。

【山崎委員】 ワイヤレスマイクを利用する方法もあるのではないか。その方法であれば現状の設備でもできるのではないか。

【議事担当係長】 そのような提案は初めてであり、できるか否かを検討したことがない。今後調査をすることは可能であると思う。

【中村委員長】 ハード面の整備も重要であるが、一問一答式の導入自体への考え方について意見はあるか。

【石田委員】 他市では、執行部側が都合の悪い質問に長く答弁をする場面があった。質問と答弁をあわせて時間が決まっているので、質問者が予定している質問を削っていた。反問権の導入においてもだが、運用の整理が必要であると思う。

【中村委員長】 反問権を認めている議会でも、執行部側が反問権で議員の上げ足を取るような質問をすることはあまり多くないようである。

【石田委員】 多用するのではなく、ここぞという場面で使うのだと思う。

【青木委員】 一問一答式にはメリット、デメリットがあると思う。一問一答式は迫及型になりやすく、その場で答弁を求められる場合もあり、趣旨とかけ離れた答弁になってしまう可能性もある。その点を議員も十分理解して対応しなければならない。また、部分的に聞いた場合、何をもってどういう質問をしているかということが見えにくい。自席マイクの導入に関連して、現状の設備での歩行困難な議員への対応を伺う。

【事務局次長】 程度によるが、他市では、重度の麻痺のある議員の質問を事務局次長が代読した事例がある。また、本市では議席の最前列、1番か12番の議席から下の段に降りるための移動式のスロープがあり、議場の裏手に収納してある。事務局職員が見守りながらにはなると思うが、議席から段を下り、演壇に上がる2段ある段の1段目まではスロープを使用して上がることができる。予備的に使用できるマイクも1本あるため、障害がある議員も、登壇に近い場所での発言は可能と考えている。

【青木委員】 一問一答式で登壇するとなると時間がとられるため、時間の配分についても考えていかなければならないと思う。

【小田委員】 石田委員の、他市で予定している質問ができなかった例については、質問と答弁をあわせて時間が決まっていることによるため、質問時間のみで何分と規定すればよいと思う。一問一答式のメリットは、どの質問に対して答弁しているのかが市民にわかりやすいことである。また、一問一答式はその場で生じた質問への答弁を求められる可能性があり、現在以上に真剣な議論になりやすい。一方で無責任な質問や答弁が出やすくなる可能性はあるが、それは運用でうまくできると思う。より深い答弁を引き出すのが議場での議員のあるべき姿である。現在自民党・新政クラブでは予算・決算委員会の設置について提案しており、そこでの質疑で一問一答式を行うことができれば、本会議や一般質問で一問一答式を行うことにこだわるものではないが、一問一答式での実質的な議論を導入すべきと考える。

【赤嶺委員】 提案会派である自民党・新政クラブは、どのような方法で一問一答式を導入すべきと考えているのか。

【小田委員】 先に述べたとおり、方法までは提案していない。

【赤嶺委員】 方法は決めていないが、自席マイクの導入を求めるのか。

【小田委員】 初めから自席で一問一答式で行う方法と、1回目は登壇し、2回目から自席で一問一答式で行う方法のいずれかに該当すると思う。

【赤嶺委員】 自席マイクを活用した自席からの一問一答式を想定しているのか。

【小田委員】 そのとおりである。前回の本委員会で取り下げられた明るいみらい大和からの提案に対面式演壇の導入があったことは記憶している。

【赤嶺委員】 現状で一問一答式の質問が可能かを事務局に確認する。

【議事担当係長】 時間の制約はあるが、近い方法をとることは可能であり、過去にそのような方法で一般質問を行った事例もある。

【小田委員】 一問一答式では趣旨の確認等により議事がとまり、時間が長くなる可能性はある。

【鳥淵委員】 公明党は現状の方法も、一問一答式も選べるという選択制にするのがよいという意見である。

【中村委員長】 過去の協議では、反問権もあわせて一問一答式を検討してきた。反問権についてはどうか。

【山崎委員】 一問一答式と反問権を一緒に考える理由は何か。

【議事担当係長】 冒頭に委員長から説明があったとおり、一般質問は議員の質問に対する執行部側の答弁が欠かせないため、一問一答式のみを協議して合意したとしても、議会基本条例を検証する組織や議会運営委員会、執行部側等との調整の中で、反問権について問われることが予想されることから、あわせて協議をしたいということである。

【中村委員長】 一問一答式の導入は、現状の一般質問の方法を大きく変更することになるため、執行部側との協議が必要になる。一問一答式では、議論が深まり執行部側の想定していなかった質問が出たり、意図がわからない質問が出る可能性がある。そのため、執行部側が質問の要旨を確認したい場合があると思う。また、議員が思い違いをしているのではないかということで、反問したい場合もある。過去に一問一答式を導入したいと執行部側に申し入れた際、執行部側にもそうした権利がないと一問一答式の導入は難しいという意見を得ている。その経緯を無視して協議を進めるわけにはいかない。

【山崎委員】 その件に関しては理解した。一問一答式はよいと思っている。市民にとって質問の流れがわかりやすくなると思う。

【中村委員長】 山崎委員の意見は神奈川ネットワーク運動が以前から一貫して上げている意見であると思う。

【高久委員】 一問一答式は悪くはないと思う。反問権の範囲が質問の意図を確認する程度のものであればよいが、対案を示してほしいなどにも及ぶ可能性がある。その範囲を決める権利が執行部側にあるとなると、執行部側は執行権を持っており、議員が立場的に弱くなることを懸念している。

【中村委員長】 議員側の情報量が不足しており、対等な意見を述べるのが難しいため、反問権は危険ではないかという意見は、過去にも日本共産党から出ている。条例の中で反問権の範囲を規定している議会はあるか。

【事務局次長】 趣旨確認のための反問という文言で規定している市議会がある。議会基本条例検討協議会の中では、そうした案もあったが、最後には反問をすることができるという文言で検討された。

【石田委員】 反問権に関する懸念がある。皆さんは反問権をどこまで認めるべきだと考えているのか。

【山崎委員】 高久委員の発言に、市側から対案を示してほしいと問われると、答えるのが大変とあったが、元々、質問事項は議員が選択しており、対案を言うために一般質問をするのだと思う。対案を示してほしいと言われて困るというのはそもそもおかしいのではないか。提案があるから一般質問をす

るのであって、より議論が深まるのではないか。

【石田委員】 山崎委員の意見は理解するが、危惧していることがある。執行部側はかなりの権限を持っており、議場では執行部側には答弁者以外にも控えている職員が多数いるが、議員は一人である。主導権が執行部側に偏ってしまうことは怖い。実際に起こっている議会もある。

【小田委員】 議場で質問をするのか議論をするのかということであると思う。市に考えをただし、提案をするのであれば、原則として質問をするのは議員であり、執行部側が答弁をする。趣旨確認の反問がスタンダードであると思う。

【青木委員】 現在より一層執行部側との事前調整が重要になると思う。そのことで執行部側も議員側も理解が深まり、反問権を生かせると思う。

【中村委員長】 議員を困らせるような反問権の行使の事例を知っている議員はいるか。

【石田委員】 特定の議員に迫及型の質問をした例を知っている。

【山田副委員長】 石田委員から発言があった事例について、例えば財源を示せという質問に困ったなど、具体的な内容を述べてほしい。少なくとも私が視察してきた中で、議員が反問権で困った事例を聞いたことはない。

【石田委員】 詳細には把握していない。具体的に出すのであれば、再度調べたい。

【事務局次長】 反問権の定義が重要だと感じた例をあげる。愛知県の新城市は合併し新しい市となった。合併後、旧町村部で実施されていた施策ができなくなったことを取り上げた議員が、合併の経過もあるため財源的に新しい市として実施することが難しいことを理解いただけないのかと強く言われ、返答に窮した会議録を見たことがある。反問権は法で定まった文言ではなく、さまざまな解釈があり、方法によっては返答に窮する場合があるようである。ただし、多くの市議会では、頻繁に使用されるものではなく、議員をやり込めるといふ運用はされていない。

【中村委員長】 あくまでも一般質問は議員が市民の代表として市政をたずねることが本筋である。議員の質問への答弁をはぐらかして反問権を行使することがあればよくないが、実際にはそういったことは行われなないと思う。一問一答式は、議員よりも執行部側が答弁に窮する場面がある。執行部側は政策として検討したものを答弁しており、想定外の質問に市長がその場で答弁できない場合がある。そこで議会が休憩となり、執行部側が協議に入ってしまう何時間も再開されない議会もある。

【赤嶺委員】 本件は議会基本条例を検証する新たな組織で改めて協議するのか。本委員会での合意事項をその新たな組織に申し送るのか。本委員会でもその新たな組織で合意されなければ実行できない。

【中村委員長】 本委員会で一問一答式の導入、反問権の付与について合意した場合、執行部側との調整もある。調整が整えば、条例の中に定めて行う場合もあるし、定めずに行う場合もあると思う。

【山田副委員長】 一問一答式に合意した場合、自席マイクや対面式演壇がなければ一般質問に多くの時間を要してしまうため、それらが必要になり、予算を要求することになる。一問一答式について条例で定めた後に予算を要求すると時間がかかってしまう。一問一答式の導入に合意できるのであれば、条例に定めるのはその後でもよく、できることから進めるべきではないか。

【事務局次長】 例えば、以前の協議で、事務局に法制担当職員を配置するという合意をいただいた。しかし、議員提案の条例などが毎定例会提出されているわけではないという状況であり、予備的に人員を配置することは本市全体の人員配置として行われていない。予算についても具体的な目的、手法が決定して初めて要求できる。将来的に用途があり得るということでの予算要求は難しい。

【高久委員】 反問権については会派でしっかりと議論を方向性を示したい。現段階では同意できない。

【青木委員】 前回の本委員会で明るいまらい大和は番号 66 を取り下げ、議会基本条例の検証をするための新しい組織の設置について議論を進めたいということであった。本件はその新しい組織に委ねてはどうか。

【中村委員長】 青木委員から本件を議会基本条例の検証をするための新しい組織に送り、継続して協議することでどうかという意見があった。高久委員からも反問権について会派で再度協議したいという意見があった。新しい組織の設置までに時間もあると思うので、より明確な意見を各会派に提出いただくことができると思う。

【石田委員】 持ち帰りたいという意見もあり、現状で合意するのは難しいと思う。高久委員に確認するが、反問権について、質問の意図を確認する程度の反問権であればよいという意見を出されたが、それは会派としてではなく、個人としての意見か。

【高久委員】 そのとおりである。

【石田委員】 現状で、本件については前向きな協議であると思うので、しっかりと次に生かしたい。

【中村委員長】 協議内容は会議録にも残るので、議会基本条例の検証をするための新しい組織に送ることができる。反問権を一切認めずに一問一答式を導入するのは難しいと思う。

【石田委員】 反問権についてどこまで認めるべきかの意見はあるか。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は反問権に条件を付けるべきではないと考えている。質問の意図を確認する程度の反問権では、反問権の付与をする意味がない。また、反問権は一問一答式に限り導入すべきものではない。一括方式においても執行部側の反問権は無条件に認めるべきであるという意見である。

【小田委員】 明るいまらい大和は一般質問を質問よりも議論にしたいということか。一般質問は通常議員が質問するものであるが、公開された場である議場で議論をしたいということか。

【赤嶺委員】 議論ができるという効果もあると思う。条件を付けることでその効果をなくしてしまうことを懸念している。趣旨確認のための反問権では反問権の機能として不十分であり、議論が深まらず、議員の質問の質の向上にもつながらない。反問を受けてもしっかりと答えられることは議員としての責任である。議員も調査権を持っているため、反問されることを前提に勉強して一般質問に臨む。一問一答方式を活用し、議論を深めながら公開の場で質問を行うことで質問の質も上がり、傍聴者にもわかりやすく、質問による効果も上がると思う。

【小田委員】 無責任な質問を防ぐということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。執行部側との事前調整は行われているものであり、議場での質問、答弁の趣旨は双方が理解した上で臨むことになると思う。その前提があれば議論は深まり、わかりやすくなる。議員による言いつばなしの質問も防ぐことができる。批判一辺倒の質問は執行部側ではなく議員が行うことが多い。反問権はそもそも頻繁に活用されるものではないが、今後執行部側が反問権を活用すべきと判断する質問が出てくる可能性がある。今後はそうしたことを認めるべきだと思う。

【石田委員】 無条件の反問権の付与に合意できない会派があった場合、まず質問の意図を確認する程度の反問権を認め、その後反問権の範囲を拡大していくことでは、明るいまらい大和は合意できないか。

【赤嶺委員】 過去の議会基本条例検討協議会で、当時の明るいまらい・やまとの提案は無条件の反問権の付与であったが、反対会派があり、合意を得るために、折衷案として条件付き反問権の付与に合意した経緯があった。ただし、現在の明るいまらい大和の提案は無条件の反問権である。今後の協議によってその判断が変わる可能性はあるが、提案は無条件の反問権である。

【石田委員】 会派に持ち帰り検討することが必要だと思う。

【中村委員長】 反問権について、明るいまらい大和以外の会派は現段階では明確な意思を示さないということによいか。本委員会での協議内容は議会基本条例の検証をするための新しい組織に送られることになる。

【高久委員】 他の会派は現段階では反問権についての意思表示をしないということであると思う。

【石田委員】 虹の会は条件付きで反問権を認めるということである。限られた時間の中で、反問権を行使され、執行部側に答弁を求めることができなくなると議会の質問数や質問の質が下がってしまうと思う。反問権を認める範囲については今後の協議の中で考えていきたい。

【山田副委員長】 過去の議会基本条例検討協議会で、一問一答式の導入に対する執行部側からの反問権を付与してほしいという意見について、その反問権に条件は付いていたのか。

【事務局次長】 議会基本条例検討協議会への執行部側からの意見は、一般質問に反問権を付与してほしいという趣旨であった。議会側がその意見を受けて一問一答式で行う一般質問に反問権を付与し、質問方法を選択すること

で反問権を付与する、しないを選択できることを条文化しようという協議をしていたと記憶している。反問権そのものに合意できない会派、反問権を付与しようという会派があり、折衷案としてそのような条文化をしようと協議されていた。その後の協議で、質問方式により反問権を付与する、しないが選択できるのはふさわしくなく、全面的に付与すべきという会派があり、条文化に至らなかった。

【中村委員長】 反問権は必要であると思っている。ただし、一般質問はあくまでも議員が市民から負託を受けた者として、行政執行についてただす場である。市民が執行部側に直接聞くことができない行政執行について議員が質問し、責任をもって答弁してもらうことが基本である。答弁の際、反問しないと正しく答えられなかったり、議員の思い違いで質問がおかしい場合に反問権を行使するのはよいが、執行部側は本来は答弁者であり、質問者は議員である。そこが崩れてしまっただけはおかしいと思う。

【中村委員長】 本件は継続して協議をするために、議会基本条例の検証をするための新しい組織に送るということでどうか。

全 員 了 承

(2) 全会一致の見直し

(3) 【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする

(4) 【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する。

【中村委員長】 (2)は明るいまらい大和から、(3)と(4)は自民党・新政クラブからの提案である。いずれも採決に関連した事項なので一括して協議をしたいと思うが意見等はあるか。

【高久委員】 (2)と(3)は一括でもよい。(4)の全員協議会については議決機関ではないと考えている。(4)については分けて協議していただきたい。また、地方議会は二代表制であり市長も議員も選挙で選ばれる。多様な市民の声を議会の中で質問や意見、提案をして施策に反映させていくのが市民から求められる議員の役割であって、議会運営のあり方において、少数意見を反映せず、多数決を導入して進めていくのはいかなものか。全会一致の原則が平成3年に確認されているが、これは本市議会の優れた特質である。

【中村委員長】 (4)については別に協議してはどうかとの提案である。確かに本市議会において全員協議会は議決機関ではない。

【事務局次長】 全員協議会は任意の機関である。開催は議長が決定するが、代表者会にその開催を諮っている。全員協議会は会議録を作成していない。会議を記録していないことから自由闊達な意見を交わすことができる協議の場で、本市においては市側から実施したい施策を市民に先立って情報提供し、御理解をいただく場として使われている。全員協議会において議会の意思を

固めてしまうような運用は行われていない。

【中村委員長】 全員協議会で決めている議会もあるのではないかな。

【事務局次長】 名称は同じであるが性格の異なるものと考えていただければよいと思う。全員協議会という名称で議員が何らかの事項を決めている議会もあるようであるが、そのような議会では地方自治法第100条第12項に基づき、会議規則で協議の場として規定し、公式な会議と位置づけている。その上で市民にも公開して全員協議会を運用している。名称は同じだが、本市の全員協議会は何かを決定するような場ではない。

【中村委員長】 本提案は第11回の本委員会で協議した『代表者会はあくまでも、議長の諮問機関・会派間の「連絡・調整機関」であり、議決を行わない』とセットでの提案であったが、協議の順番を決める際に分割されたものである。代表者会は各会派間の連絡調整機関なので今後はそれに徹して、何らかの決定は全員協議会による議員全員で多数決をもって決定することが公平ではないかと考えての提案である。今後、全員協議会にかかわって規則で規定すれば、そのようなことも可能であると考えます。(4)については高久委員の提案どおり、分けて協議したいと思うがよろしいかな。

全 員 了 承

【山崎委員】 (2)と(3)も別に分けて協議するべきではないかな。全会一致の見直しは、本委員会や広報委員会等が全会一致になっていると思う。それと「議決は例外なく多数決」というのは異なるのではないかな。

【中村委員長】 各会派の協議事項が類似項目としてとりまとめられたため、会派として提案した関連する協議事項が分けられてしまい、このようにわかりづらくなっている。全会一致が適用されているのは本委員会と代表者会、広報委員会、議会運営委員会の議会の運営に関する事項等である。議会運営委員会は全会一致と多数決とで決めている部分があり、それを例外なく多数決で決めてはどうかという提案である。大きなくくりとして議決の方法についてだと御理解いただきたい。

【山崎委員】 (2)、(3)を一括で協議するという事は、全会一致の見直しに賛成でも多数決に反対の場合はどうすればよいのか。全会一致か多数決かの二択になってしまわないかな。

【中村委員長】 ほかにどのような考えがあるかな。

【山崎委員】 全会一致の原則を崩して、1会派だけ反対の場合は可決とするという考えがあるのではないかな。

【中村委員長】 それが多数決ではないのかな。

【山崎委員】 多数決は過半数を超えることではないのかな。

【山田副委員長】 それは多数決の決定方法の話である。

【鳥淵委員】 公明党の意見としては、基本は全会一致がよいと思う。ただし、例えば10人のうち1人だけが反対をされていて、一向に協議が前進しない

ことは望ましいものではない。仮に本委員会では4分の3を基準とするとし、代表者会や議会運営委員会では、それぞれの機関で決定の基準を協議してもらえばよいのではないか。現在、本委員会は少数の意見によって、全会一致できず、議会改革が進んでいない部分があるが、本委員会では例えば4分の3の賛成で決定していくことを定めてもよいのではないか。基本は全会一致が望ましいと思う。

【中村委員長】 (3)については議決の方法についてなので、(2)の全会一致の見直しに含んでいただいてよい。全会一致の見直しで皆さんが合意されたのであれば、その後に議会運営委員会においては多数決とは言っても、過半数ではなくても3分の2や4分の3など、決定ができるように変えていければよい。必ずしも過半数で全てを決めるということではない。

【山崎委員】 了解した。私も協議に進展がないのは問題であると思っている。1会派だけがずっと反対していて決定ができないこともあったと思う。多数決とは過半数なのかどうかを確認したかった。

【中村委員長】 提案の表記が十分でなかったかもしれない。多数決というのは全て過半数ということではない。議会運営でも過半数で決めるものや、場合によっては4分の3などがあると思う。重要性によってその比率を変えることはある。そこは柔軟に考えたい。本市以外でも、代表者会や議会運営委員会を全会一致で運用している市は多いが、1会派だけ反対であったときにあえて反対を表明しなかったり、議長が推し進める提案について議長の意見を尊重して合意し、全会一致になる例があるようだ。本市においても過去にそのような例はあるか事務局に確認したい。

【事務局次長】 過去の代表者会の例で、市議会にあることの実施を求める陳情が提出され、その陳情が採択された際に、それを受けて代表者会で実施に向けた協議をしたところ、陳情に反対の立場であった会派の代表者が、あえて反対を表明せず、実施に至ったことがある。別の案件でも1会派だけ反対であったときに、互譲と言って互いに譲り合って決定されるといったケースを目にしている。具体的な案件の説明については控えさせていただく。

【中村委員長】 全会一致の見直しというのは、必ずしも全会一致を廃止するというのではない。全会一致を目指して議論をするのは当然のことで、議論をろくにせず決をとって多数決で物事を進めていくことをよいとも思っていない。議論はしっかり行うべきであり、可能な限り全会一致で決めたほうがよい。全会一致をするには譲り合わなければならないこともあるかもしれない。また、それぞれの主張が100パーセント通ることはないかもしれない。互譲の精神でまとまっていくことができればそれが一番よい。それができず、大方はまとまっているが少数の人たちが頑としてこれを受け入れないときに、それでも決めなくてはならない場合にこれをどうすればよいのか。そこで過半数か4分の3などの割合は別にして、多数決としてある程度皆さんが納得のいくところで見直しを行っていけばよいと考えている。提案者である明るいみらい大和はどうか。

【赤嶺委員】 全会一致の原則を見直さなければならない一番の理由は、全会一致の見直しを行うために全会一致にならなければいけないのではないかと危惧していることである。そうすると合意が得られず、全会一致というのは永遠に続く。そういう状態は望ましくない。もっと柔軟に、時の議会によってそれを変更できるような形が必要なのではないか。条例に記載をして変更ができることにすることが提案である。現状、全会一致の原則を見直すことが難しい。全会一致が必要なときもあれば、全会一致とすることで改革が進まないときもある。時と場合に応じた対応が議会ですっきりとれていくような形をとっていく必要がある。

【小田委員】 全く協議が進まないのは問題だという意見に賛成である。本委員会でも少数の反対で決まらなかったことがある。互譲の精神はあった方がよいと思う。全会一致を目指すのであれば、少数意見の立場の方がある程度折り合うべきだと思う。1会派の反対で何も進まない状況はよくないと思う。

【中村委員長】 前期の議会報編集委員会も全会一致であり、例えば題字を変えるのに2年かかったが、そこまで時間をかけるべきものであったかには疑問がある。多数決である程度決められるのはよいことではないか。議論をろくにせず、数で押し切るようなことがあってはならず、少数意見もしっかりと反映する。少数意見の方が多数意見の方を説き伏せるような論陣を張って多数意見となることもあると思う。

本件がここで合意された場合の、その後の流れを教えてください。

【議事担当係長】 本件は代表者会、議会運営委員会に該当部分がそれぞれ送られる。

【中村委員長】 広報委員会についてはどこに送られるのか。

【事務局次長】 広報委員会は市議会だよりと市議会ホームページを所管している。今後当該委員会の協議事項を多数決で決定するというのであれば、代表者会で決める必要があると思う。

【中村委員長】 本委員会は残り数回の開催ではあるが、今後同様の委員会が組織されたり、議会基本条例の検証をするための新しい組織ができた場合は要領等の決定時に検討することになると思う。全会一致を見直していくという方向で合意できるか。

【高久委員】 合意できない。懸念するのは、本委員会でも協議されてきた委員会の質問時間の導入や委員外議員の発言の禁止、討論時間への持ち時間制の導入などが多数決で決まることである。議員の権限を制限するようなことが多数決で決まることに懸念がある。多くの議会でも行われている全会一致の原則を変えるべきではない。

【青木委員】 多数決は数の暴力になる可能性があるが、全会一致では少数の暴力になる可能性がある。本件は時間をかけて検討するとともに、全会一致に向けて各議員が互譲の精神を持って検討していくべきではないか。

【中村委員長】 青木委員の提案は次回も引き続き協議すべきということだ

と思う。全会一致だと決まらないことがあるという意見がいくつかの会派から出されたため、見直すことでの合意ができないかを伺いたい。

【石田委員】 本会議などで多数決というのは、早急に進めるべき事項を審議しているため理解できるが、広報委員会や議会運営委員会は議員全員がかかわることであり、全会一致に意味があり、多数決で性急に進めていくのはよくないと思う。

【青木委員】 委員長の意見は妥協点を見出して全会一致となるように見直すことで合意できないかということだと思う。

【中村委員長】 それもあるが、それでも平行線で結論が出せない場合、何らかの方法で決定しないといけないと思う。例えば議会運営のやり方に正解はないと思う。多くの会派、議員がこのように運営しようという方法で議会運営を行うのが民主的だと思う。28人のうち1人でも反対すれば27人の意見が反映されなくなる。

【石田委員】 1人では会派を組むことができない。

【中村委員長】 会派の問題もある。本委員会など、会派に属さない議員が所属できない委員会等がある。今後、会派に属さない議員がふえる可能性もあり、そうした議員の意見は反映できない。そこで、自民党・新政クラブでは「【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する」を提案している。本会協議事項について、全会一致では何も決まらないのではないかとという市民からの意見もある。個人的には多数決で全て決めたいが、そういうわけにはいかないと思うので、まずは委員会等での決定ができるよう見直しを行ってはどうかという提案である。見直しの中でどのような決定をするかは議会運営委員会や代表者会で決めていただきたいが、協議して何も変わらないことはやめていただきたい。

【高久委員】 会派に属さない議員について、現行の方法で困っていることが上がっているのか。

【石田委員】 会派に属さない議員はどのような不利益があるのかは承知の上で会派に属さない議員となっていると思う。私は全会一致を見直すことに反対している。

【中村委員長】 会派は政策が同じ方々で組むものであり、利益があるから組むというものではない。

【赤嶺委員】 全会一致の原則は何に定められているのか。

【事務局次長】 議会運営委員会は議会の自律権として、その議会の運営方法を定めることを認められている。議会運営委員会の役割は地方自治法第109条に3点定められている。第1号が議会の運営に関する事項である。第2号が議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項で、議案や請願・陳情等の取り扱いが該当する。第3号が議長の諮問に関する事項である。本市議会の申し合わせとしては、「第1号議会の運営に関する事項及び第3号議長の諮問に関する事項の審査については、全会一致で定めることを原則とする。」との文言で平成3年9月2日に議会運営委員会で決定している。各派代表者

会については、運用として「代表者会での決定は全会一致を原則としているが、全会一致をみないで決定されることもある。」と事務局で実状を記載している。「全会一致をみないで決定されることもある。」とは、先に説明した互譲によるケースを示すものである。代表者会で決定したなどの明文化された記録は残っていない。

【赤嶺委員】 今後議会基本条例の条例改正により、議会の決定方法は原則として多数決とする旨の条文を入れて可決成立した場合、その議会運営委員会での決定等はどうなるのか。

【事務局次長】 地方自治法、会議規則で決の採り方が決まっている。一般的な議案については、地方自治法第 116 条に議長は議決に加わらず、過半数議決をすることが定められている。委員会の決定についても多数決であるのは、それを準用し、委員会条例や会議規則に定まっているものである。質問の件は、先に述べた自律権にかかわる部分であり、条例で定めることになじむのかを検討しなければならない。条文が適用される会議がそのとおり運用できるのか、矛盾を生じる可能性があることを危惧する。条例で縛ることができるか、疑問がある。

【赤嶺委員】 では、全会一致の原則の変更の方法はあるか。

【事務局次長】 本件は、全会一致の原則を全会一致をもってかえるということで堂々めぐりになるが、「原則とする」という文言であるため、例外もあり得ると考える。前期、平成 26 年度の議会改革実行委員会で、要領の検討の際に、「要領案はまさに原則であって、例外の適用については、その状況に陥った時のために委員長と副委員長がいるのではないか。」と意見を表明した議員もいる。

【中村委員長】 その際、例外があることの確認も行っていたと記憶しているがいかがか。

【事務局次長】 「全会一致を原則とすると条文には書かれているが、委員長が調整し、判断をして結論を出すということもあるということをごここで合意をしたと理解する。」と委員が発言し、例外の適用があり得ることを確認した事例がある。

【中村委員長】 原則には必ず例外がある。例外がどういったものかも検討すべきであり、そうしたことも含めて全会一致の原則の見直しは必要であると思う。多数決により多数派が数で押し切る危険性、少数派が拒否権のように全会一致の原則を利用する危険性の双方を避けなければならない。改善を前提に検討するというごことはいかがか。

【石田委員】 全会一致を原則とするというのは優れた文言であると思う。例外についての協議をするのはよいが、現状例外とするほど差し迫った状況もないと思う。その状況になったときに協議すればよいと思う。

【高久委員】 原則としてというのは多数決とすることの対義語として使用されていると理解している。議会運営に関しては全会一致ということをご表現していると思う。少数意見によって決められないという事例はなかったと思

う。

【中村委員長】 少数意見によって決められない件についてはさまざまな意見があると思う。

【小田委員】 本委員会でも、自民党・新政クラブのみが反対して決定しなかった事例もある。自民党・新政クラブは人数が多い会派ではあるが、少数意見とは、特定の会派を示して言っているのではない。本委員会も長期間協議しており、委員会前には提案に関する調査、研究をして臨んでいる。そうした状況で、なかなか前に進まないのは歯がゆい。前に進められる方向で互いに妥協してまとまるようにできればよい。

【中村委員長】 全会一致を目指して協議することについても、全会一致のために譲り合うことも反対する委員はいないと思う。譲り合いは限界だが、決定したい事項についてどうするかということである。ここで全会一致の原則の見直しを合意し、全会一致の原則が適用されている委員会等で改善に向けて見直してもらおうということ合意できないか。

【石田委員】 多数決で急いで物事を進めていく性格のものではないと考えている。

【中村委員長】 急いで実行すると言っているのではない。十分議論を尽くした後の話である。時間は無制限ではない。議会は決定する機関であり、決定することを市民からも期待されている。1年間議論して何も決まらないというのではよくない。

【石田委員】 選挙があるのだから、そうした会派は信託を受けられなくなる。

【赤嶺委員】 現状がまさに、全会一致の原則の弊害である。議会改革案が進まない。

【高久委員】 そこまで深刻になるような問題は起こっていないと思う。

【赤嶺委員】 起こっている。

【高久委員】 多数決が横暴することを心配する。

【中村委員長】 高久委員も石田委員も民主主義は了解されていると思う。

【高久委員】 多数決もあるが、少数意見の尊重も大切である。

【中村委員長】 少数意見を尊重しながら最後に決定するのが多数決である。反対の会派もいくつかあるようだが次回までに会派で協議してほしい。次回の場合によっては決を採りたい。本委員会は全会一致を原則としているが、例外があることを確認している。現状のままでは議論がまとまらないようでは決められない。反対会派の「早急に決めるべきではない」という意見は当然だが、現在の協議は議論を十分尽くし、これ以上どうにもならないという場合の最終的な決定方法についてである。

【宮応委員外議員】 互譲の精神で原則全会一致という中で、なかなか決定できない。少数の意見が異なった時にも、多数派のさまざまな意見の中で、互譲の精神で結果として全会一致になっている。これが多数決になれば、互譲の精神を発揮する努力はしなくなるだろう。また、何も決められない議会で

よいかということだが、議会が決めなければならないのは議会改革についてではない。二元代表制で、執行権を持つ市長から提出された議案について決定する。その決定についてはしっかりと行っている。それから、本委員会での議会改革について、例えば委員会の質問時間を決め17時までに終わらせることが議会改革だと思う会派もある。しかし、言論の府であるから納得するまで行いたいという会派もある。それを多数決で決めるのは互譲の精神をなくすことになる。高久委員も発言したが、日本共産党として、今後協議されるであろう質問時間の制限などは言論の府として大きな問題があると考えている。次の本委員会ですりあえず決を採るとするのは先を見ないものになると思う。

【中村委員長】 時間も迫ってきているので、この後の協議は次回としたい。

【山崎委員】 次回の協議について、今回は場合によっては決を採るとするのは違和感がある。その場合、過半数の多数決になるのか。私も例えば1会派の反対で協議が進まないことに問題があるとは思っている。ただし、現状は2会派反対しており、そこで過半数で決定するのはおかしいと思う。

【中村委員長】 その理由は何か。

【山崎委員】 先ほど過半数の多数決ではないということで議論が進んでいた。その決を採るのが多数決で、先ほどの委員長の発言は過半数の多数決であると解釈したがいかがか。

【中村委員長】 本委員会は原則全会一致だが、例外があることは確認されている。例外の適用があるはずで、決を採る際もそれが過半数か3分の2かは何も決まっていない。ある程度考慮しないとイケない。

【山崎委員】 決を採る際もまずどの程度賛成かを協議してから決を採るのか。

【中村委員長】 委員に諮って決めることになると思う。早く先に進めるのがよいというのではなく、決まらないのが悪い。少なくともこの問題について重要だと思っている委員も多い。議会にとってどういった方法がよいかを念頭に変更しなければならない。単純に多数決になったら不利であるから多数決に反対するというのではない。民主主義は多数決であるのに、そこになぜ反対するのかについて意見を述べていただきたい。改善のために見直すこともできないと言われてはどうにもできない。そこである程度決定するために決を採って、本委員会では決定できるように改善することで、全会一致の見直しを合意し、詳細は代表者会や議会運営委員会で協議してほしいということである。本委員会で具体的なことを決定するのは難しい。できれば合意をしたいが、難しいのであればどのように決定するかは皆さんと協議したい。本日本日予定していた協議事項は全て終了していないが、本委員会の会議時間は2時間程度としており、既に超過している。本日の協議はこの程度にとどめ、次回は現在の協議事項から協議を再開したいと思うがよろしいか。

全 員 了 承

2 その他

【中村委員長】 皆さんからなければ、事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 次回以降の日程についてお知らせしたい。次回が2月14日(火)、その次が3月24日(金)であり、委員各位に事前に文書でお知らせしているのはここまでである。協議事項の残りは、3月で全て終わるか、1回分追加し、4月まで必要になるかという状況である。委員長に相談したところ、念のため、4月にも日程を設定しておいた方がよいとのことであったため、日程を設定させていただくこととしたので、この場でお知らせしたい。日程案は、4月19日(水)午後2時、委員会室である。委員各位、非常にお忙しいので、早目にお伝えするようにとの委員長からの指示により、本日お知らせするものである。ただし、3月24日で全項目の協議が終了した場合は、4月は開催しないことになる。その点を含めてご承知おき願う。

それでは次回のお知らせをする。次回、第17回の本委員会の日程については、2月14日(火)午後2時からである。協議事項は、本日、継続協議となった番号72「全会一致の見直し」と、番号73「【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする」と、番号74「【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する」と、明るいまらい大和提案の番号70「会派ごとに(但し議員別)項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開」、番号71「本会議場の有効活用(結婚式・発表会など)」と、番号75「議会による行政評価実現のための検討会発足(勉強会・研修会でも可)」と、日本共産党提案の番号76「全員協議会の開催(各種報告を速やかに行うこと)茅ヶ崎は月1回、藤沢市は常任協議会を実施」明るいまらい大和提案の番号77「議員勉強会・研究会の開催(議員同士である案件を検討の開催(議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか))」と、番号78「常任委員会の活性化(閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など)」の以上、9項目の協議をお願いするものである。

【中村委員長】 回りの協議事項は、事務局の説明のとおりである。今回は協議事項が多いため、終了しなければ次々回に送ることとなる。各会派内で次回までに意見をまとめてきていただくために、提案会派から協議事項の説明をお願いしたい。

【赤嶺委員】 番号70「会派ごとに(但し議員別)項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開」は、議員が行ってきた賛否を記録として残し、インターネットで公開する必要があることからの提案である。市民が確認するだけでなく、議員も自身の過去の賛否がすぐに確認できるようになるというメリットがある。番号71「本会議場の有効活用(結婚式・発表会など)」は記載のとおりである。議会が行われていないときに空いている広いスペースを有効に活用できないかという提案である。結婚式・発表会はその例である。番号75「議会による行政評価実現のための検討会発足(勉強会・研修会でも可)」は、議会基本条例第11条で議会は、議会として行政評価を行うことができることを

定めているが、議論が進んでいないことから、どのように行政評価を行うかを検討しなければならないことからの提案である。番号 77「議員勉強会・研究会の開催（議員同士である案件を検討の開催（議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか）」は、第8回本委員会で議員登庁日の設定について協議した際に話をしたが、議員研修等で活用できる日を設定し、勉強会を実施し、自己研さんに励むことができないかという提案である。番号 78「常任委員会の活性化（閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など）」は、本市議会では閉会中に提案の括弧内に記載した内容について常任委員会としては活動ができない。視察後も委員が委員会として活動できない。さまざまな提案等を行うことなどが制限されてしまう。能動的に委員会活動ができないかという提案である。

【高久委員】 番号 76「全員協議会の開催（各種報告を速やかに行うこと）茅ヶ崎は月1回、藤沢市は常任協議会を実施」は、記載のとおりだが、市側から速やかな情報提供を受けたり、新しい制度などに関する説明を受ける全員協議会の開催についての提案である。

【中村委員長】 説明は以上である。それでは、各会派で意見をまとめていただき、次回、出席願いたい。次回の協議事項について何かあるか。

【小田委員】 明るいまらい大和に質問である。番号 70「会派ごとに（但し議員別）項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開」は掲載する対象は何か。陳情などか。現状は市議会だよりに賛否が掲載されている。

【赤嶺委員】 議員の賛否全てが対象である。

【中村委員長】 委員会なども含むということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。市議会だよりに掲載されているのはその時点での議会の賛否である。過去のものも過去の市議会だよりを全て確認をしなければならない。一覧で掲載されていれば、全ての項目の賛否が一括して見える。

【小田委員】 市議会だよりに掲載しているものをわかりやすく一覧にするという趣旨か。常任委員会や本委員会も含むのか。

【赤嶺委員】 含めている。委員会では議題となるが、本会議ではないものもある。委員会の賛否も載せるべきだと思う。ただし、一番重要なのは本会議の賛否であると思う。皆さんと協議し、調整できるところは調整したい。

【中村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後 4 時 15 分 閉会